

日本獣医生命科学大学学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目的・使命)

- 第1条 日本獣医生命科学大学（以下「本学」という。）は、学校教育法の定めるところにより、獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学に須要なる學術を教授研究し、あわせて人格を陶冶することを目的とする。
- 2 本学は、この目的を達成するために、広く獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学を世界に求め、その縄奥を極め、かつ、堅実公正なる獣医・獣医保健看護・動物・食品の技術者を養成することを使命とする。

第2節 自己評価等

(自己評価等)

- 第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己評価委員会を常置し、本学における教育研究活動等の状況について、適切な項目を設定して、自ら点検及び評価を行うことに努める。
- 2 自己評価委員会の組織、権限及び運営に関する事項については、別に定める。

第3節 組 織

(学部学科・収容定員)

- 第3条 本学に、次の学部、学科を置く。

獣医学部	獣医学科
	獣医保健看護学科
応用生命科学部	動物科学科
	食品科学科

- 2 本学の収容定員は、下記のとおりとする。

学 部	学 科	定 員	
		入学定員	収容定員
獣 医 学 部	獣 医 学 科	80名	480名
	獣医保健看護学科	100名	400名
応用生命科学部	動 物 科 学 科	100名	400名
	食 品 科 学 科	90名	360名
計		370名	1,640名

(学部及び学科の目的)

第3条の2 獣医学部は、獣医学及び獣医保健看護学に必須な学術を教育・研究し、併せて学生の人格・素質を陶冶する。さらに、獣医学と獣医保健看護学の基礎・臨床及び社会的意義について充分認知させるとともに、生命倫理を踏まえ、誠実・公正なる判断と対応ができる人材の育成を目的とする。

- (1) 獣医学科は、高度先端獣医療及び生命科学領域の進展等の新たな社会の変化に対応できる先導的な獣医学の教育・研究を行い、自ら学び、考え、問題を解決する能力を養うことによって、飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、並びに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成する。
 - (2) 獣医保健看護学科は、ヒトと動物の福祉と共に共生に寄与するために、伴侶動物のみならず産業動物及び野生動物の生命を尊重し、獣医保健学及び獣医看護学に基づいて、進展する高度先端獣医療をはじめとする諸科学の教育を体系的に行うことにより、関連科学との交流を推進するとともに、その活用と社会貢献に寄与する獣医療技術者を育成する。
- 2 応用生命科学部は、食資源動物の生産や管理、食品の栄養や品質管理及び安全性等に関する学理の探求と技術の開発をするとともに、人類と動物の福祉に貢献できる資質の優れた動物科学及び食品科学における専門職の育成を目的とする。
- (1) 動物科学科は、食資源動物の生産管理に関わる基礎及び応用科学並びに動物の生命、共生及び社会性等に関する教育を行い、人類の福祉及び地球環境の保全に資するとともに、社会貢献に寄与する専門職を育成する。
 - (2) 食品科学科は、動物性及び植物性食品の全般にわたり、食品科学新時代に相応しい食品の栄養、品質、安全性、保存及び加工技術等の理論と技術に関する教育を行い、食料安全保障の向上に資するとともに、未来の食品科学の開発に寄与する専門職を育成する。

第4節 職員組織

(職員組織)

第4条 本学に、学長、獣医学部長、応用生命科学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 職員組織の職制及び定員に関しては、別に定める。

第5節 合同教授会・学部教授会

(合同教授会)

第5条 本学に獣医学部及び応用生命科学部合同の教授会（以下「合同教授会」という。）を置く。

- 2 合同教授会は、学長及び専任の教授をもって組織する。
- 3 合同教授会は、学長が招集し、その議長になる。
- 4 合同教授会の運用に関する規則は、別に定める。

(学部教授会)

第6条 本学の獣医学部及び応用生命科学部に教授会（以下「学部教授会」という。）を置く。

- 2 学部教授会は、専任の教授をもって組織する。
- 3 学部教授会は、学部長が招集し、その議長になる。
- 4 学部教授会の運用に関する規則は、別に定める。

第6節 学年、授業期間、学期及び休業日

(学年及び授業期間)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

- 2 1年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35週にわたることを原則とする。

(学期)

第8条 学年を次の2学期に分ける。

- | | |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月25日まで |
| 後期 | 9月26日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第9条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 本学創立記念日 5月10日
- (4) 春季休業 3月21日から4月5日まで
- (5) 夏季休業 7月21日から9月20日まで
- (6) 冬季休業 12月21日から1月10日まで

2 必要がある場合は、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第10条 修業年限は、獣医学部獣医学科においては6年、獣医保健看護学科においては4年、応用生命科学部動物科学科及び食品科学科においては4年とする。

(在学期間)

第11条 学生は、同一年次の在学年数を2年以内とし、獣医学部獣医学科においては12年、獣医保健看護学科においては8年、応用生命科学部動物科学科及び食品科学科においては、8年を超えて在学することができない。

ただし、第17条第1項の規定により入学した学生は、同17条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節 入学

(入学時期)

第12条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、再入学及び編入学については、学年の中途において入学を許可することがある。

(入学資格)

第13条 本学に入学できる者は、身体強健、意思堅固にして次の各号の一に該当し、入学検定に合格した者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が、高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学

大臣が定める基準を満たすものに限る。) で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第14条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出なければならない。

(入学の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続)

第16条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、保証書その他所定の書類を提出するとともに、入学金及び所定の学費を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(再入学・編入学)

第17条 本学に再入学又は、編入学を志願する者があるときは、別に定めるところにより、選考の上相當年次に入学を許可することがある。

2 前項の規定により入学を許可された者の、既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、学部教授会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成)

第18条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

(履修方法・単位数)

第19条 学部学科別授業科目、履修年次及び単位数は、別表1、別表2、別表3及

び別表4のとおりとする。

- 2 前項に規定する各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし次のとおりとする。
 - (1) 講義及び演習については、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、45時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 卒業論文等の授業科目について、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。
- 3 卒業に要する修得単位数は、別表5のとおりとする。
- 4 授業科目的履修年次を変更することがある。
- 5 学生が在籍する学科以外の学科の授業科目を受講することを許可することがある。
- 6 前項に定める授業科目的履修については、別に定める。

(単位の授与)

- 第20条 授業科目を履修した場合には試験を行い、合格した者には所定の単位を与える。ただし、授業科目によっては、試験以外の適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える。
- 2 試験は、筆答試験を原則とする。

(試験)

- 第21条 前条にいう試験とは、定期試験と臨時試験をいう。
- 2 定期試験は各学期末に行う。
 - 3 各授業科目について出席が3分の2に達していない者は、その授業科目の定期試験を受けることができない。

(試験の評価基準)

- 第22条 各授業科目の試験点数は100点を満点とし、60点以上を合格とする。
- 2 授業科目的試験の成績は、秀、優、良、可、不可の5段階をもって表示し、秀、優、良、可を合格とする。

(共用試験)

- 第23条 獣医学科の学生は、必ず共用試験（CBT及びOSCE）を受験しなくてはならない。
- 2 共用試験の取扱いについては、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第24条 教育上有益と認めるときは、他の大学等との協議に基づき、学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位については、60単位を限度として卒業の要件となる単位として認めることができる。
- 3 外国の大学等の授業科目を履修しようとするときは、前項の規定を準用する。

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学においてこれを修得したものとみなし、卒業の要件となる単位として認定することができる。

- 2 前項の単位の認定は、60単位を超えない範囲内で行うことができる。ただし、修業年限の短縮は行うことができない。

第4節 教職課程及び学芸員課程

(教職課程)

第26条 本学に、教職課程を置く。

- 2 本学において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する基礎資格を取得し、かつ、別表6に定める科目の所要の単位を修得した者は、同法に規定する教育職員免許状授与の所要資格を取得することができる。
- 3 前項に規定する所要資格を取得した者は、次の各教科についての免許状を取得することができる。

学 部	学 科	免許状の種類	免許教科
獣 医 学 部	獣 医 学 科	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 農 業
	獣 医 保 健	中学校教諭一種免許状	理 科
	看 護 学 科	高等学校教諭一種免許状	理 科
	応用生命科学部	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理 科 理 科 農 業
動物科学科 食品科学科			

(学芸員課程)

第27条 本学に、学芸員課程を置く。

- 2 本学において、学芸員となる資格を取得しようとする者は、博物館法（昭和26年法律第285号）及び同法施行規則（昭和30年文部省令第24号）に基づき、

別表7に定める所定の授業科目を履修し、単位を修得しなければならない。

第5節 欠席・休学・転学・留学及び退学

(欠席)

第28条 疾病又は事故により欠席する場合には、理由を付して学長に届出なければならない。

(休学)

第29条 傷病その他やむを得ない理由により、引続き3カ月以上修学することができない者は、保証人連署をもって休学の許可を学長に願い出るものとする。なお、傷病による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 疾病その他の理由により修学することが不適当と認められる場合は、学長は休学を命ずることがある。

(休学期間)

第30条 休学の期間は、引続き1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、1年を超えて許可することがある。

2 休学期間は、通算して獣医学部獣医学科は6年、獣医保健看護学科は4年、応用生命科学部動物科学科及び食品科学科は4年を超えることができない。
3 休学期間は、第11条の在学期間には算入しない。

(復学)

第31条 休学者が復学しようとするときは、保証人連署の上、学長に願い出るものとする。なお、傷病による休学者の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

(転学)

第32条 他の大学への転学をしようとする者は、学長の許可を受けなければならぬ。

(留学)

第33条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第36条に定める卒業の認定に必要な在学期間に含めることができる。
3 第24条の規定は、外国の大学へ留学する場合に準用する。

(退学の願出)

第34条 退学しようとする者は、理由を付し、保証人連署をもって学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学部教授会の議を経て、学長が退学を命ずる。

- (1) 成業の見込のない者
- (2) 授業料等の納入を怠った者
- (3) 同一年次の在学年数2年を超えた者
- (4) 獣医学部獣医学科にあっては在籍12年、獣医保健看護学科にあっては在籍8年にして卒業に必要な単位を修得しない者
- (5) 性行不良で改善の見込がない者
- (6) 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- (7) 許可された休学の期間を満了しても何等の手続きをしない者
- (8) 長期間にわたり行方不明の者

第6節 卒業の要件及び学位

(卒業の認定)

第36条 本学獣医学部獣医学科にあっては6年以上、獣医保健看護学科にあっては4年以上、応用生命科学部動物科学科及び食品科学科にあっては4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、その試験に合格して所定の単位を修得した者については、学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

第37条 卒業した者に対し、別に定める本学学位規則に従い、学士の学位の授与を行う。

2 授与する学位の専攻分野の名称は、次の区分に従い付記するものとする。

獣 医 学 部	獣医学科	獣医学
	獣医保健看護学科	獣医保健看護学
応用生命科学部	動物科学科	動物科学
	食品科学科	食品科学

第7節 賞 罰

(表彰)

第38条 学業成績、人物ともに優秀であって、他の学生の模範となる者は、学部教授会の議を経て、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第39条 本学の定める規定又は訓育の趣旨に違背し、学生としての本分を欠いた者は、学部教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第8節 研究生、科目等履修生、研修生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 本学において、特定の専門分野の研究を希望する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する細則は、別に定める。

(科目等履修生)

第41条 本学所定の授業科目のうち、1科目又は複数科目を選んで履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する細則は、別に定める。

(研修生)

第42条 本学において、特定の専門技術の修得を希望する者があるときは、選考の上、研修生として入学を許可することがある。

2 研修生に関する細則は、別に定める。

(外国人留学生)

第43条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生には本学則を適用する。

第9節 検定料、入学金及び授業料

(入学検定料・入学金)

第44条 入学検定料は、各学科を通じてそれぞれ30,000円とする。ただし、大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）利用者から選抜する場合の入学検定料は、各学科を通じてそれぞれ15,000円とし、共通テストを併用する一般選抜の入学検定料は、各学科を通じてそれぞれ25,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、共通テストを併用する一般選抜において複数の学科を併願する場合の入学検定料は、2学期の場合40,000円、3学科の場合60,000円、4学科の場合80,000円とし、共通テストを併用しない一般選抜において複数の学科を併願する場合の入学検定料については、2学科の場合50,000円、3学科の場合75,000円、4学科の場合100,000円をもって、それぞれの合計額とする。
- 3 入学金は、各学科を通じてそれぞれ250,000円とする。
- 4 既納の入学検定料及び入学金は、理由のいかんを問わず返還しない。

(授業料等)

第45条 本学の授業料、実習費、教育充実費及び施設拡充費（以下「授業料等」という。）は、次のとおりとする。なお、授業料等の納期は、毎年4月15日とし、授業料及び実習費は、2期に分納することができる。

獣医学部 獣医学科

区分	1年次			2年次以降5年次まで			6年次		
	全納	分納		全納	分納		全納	分納	
		前期	後期		前期	後期		前期	後期
授業料	1,300,000円	650,000円	650,000円	1,300,000円	650,000円	650,000円	1,300,000円	650,000円	650,000円
実習費	200,000円	100,000円	100,000円	200,000円	100,000円	100,000円	200,000円	100,000円	100,000円
教育充実費	300,000円	300,000円	—	350,000円	350,000円	—	300,000円	300,000円	—
施設拡充費	420,000円	420,000円	—	420,000円	420,000円	—	420,000円	420,000円	—
計	2,220,000円	1,470,000円	750,000円	2,270,000円	1,520,000円	750,000円	2,220,000円	1,470,000円	750,000円
納期	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日

獣医学部 獣医保健看護学科

区分	1年次			2年次及び3年次			4年次		
	全納	分納		全納	分納		全納	分納	
		前期	後期		前期	後期		前期	後期
授業料	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円
実習費	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円
教育充実費	200,000円	200,000円	—	250,000円	250,000円	—	200,000円	200,000円	—
施設拡充費	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—
計	1,350,000円	925,000円	425,000円	1,400,000円	975,000円	425,000円	1,350,000円	925,000円	425,000円
納期	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日

応用生命科学部 動物科学科

区分	1年次			2年次及び3年次			4年次		
	全納	分納		全納	分納		全納	分納	
		前期	後期		前期	後期		前期	後期
授業料	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円
実習費	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円
教育充実費	200,000円	200,000円	—	250,000円	250,000円	—	200,000円	200,000円	—
施設拡充費	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—
計	1,350,000円	925,000円	425,000円	1,400,000円	975,000円	425,000円	1,350,000円	925,000円	425,000円
納期	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日

応用生命科学部 食品科学科

区分	1年次			2年次及び3年次			4年次		
	全納	分納		全納	分納		全納	分納	
		前期	後期		前期	後期		前期	後期
授業料	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円	750,000円	375,000円	375,000円
実習費	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円	100,000円	50,000円	50,000円
教育充実費	200,000円	200,000円	—	250,000円	250,000円	—	200,000円	200,000円	—
施設拡充費	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—	300,000円	300,000円	—
計	1,350,000円	925,000円	425,000円	1,400,000円	975,000円	425,000円	1,350,000円	925,000円	425,000円
納期	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日	4月15日	4月15日	10月15日

- 2 在学中、授業料等は、毎年度新たに定められた金額を納めるものとする。
ただし、教育充実費については、入学時の金額を卒業時まで変更しない。
- 3 学生は出席の有無にかかわらず、授業料等納入の義務を負うものとする。
- 4 既納の授業料等は特別な場合を除き返還しない。
- 5 休学期間が1学期以上にわたる場合に限り、その学期分の授業料等を減免することができる。減免額その他については別に定める。
- 6 退学する者は、特別な場合を除きその年度における授業料等を納入しなければならない。

第10節 公開講座

(公開講座)

第46条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

第11節 雜 則

(規程等の制定)

第47条 この学則の施行に伴う規程等は、別に定める。

(改廃)

第48条 この学則の改廃は、学長を経て、理事会の議決を必要とする。

附 則

1. この学則は、昭和24年4月1日から施行する。
2. この学則は、昭和35年4月1日から施行する。
3. この学則は、昭和36年4月1日から施行する。
4. この学則は、昭和38年4月1日から施行する。
5. この学則は、昭和39年4月1日から施行する。
6. この学則は、昭和40年4月1日から施行する。
7. この学則は、昭和42年4月1日から施行する。
8. この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
9. この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
10. この学則は、昭和55年4月1日から施行する。
11. この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
12. この学則は、昭和59年4月1日から施行する。
13. この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
14. この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
15. この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

(獣医学科旧課程履修者の新課程への編入に係る経過措置)

2. 昭和53年4月1日以降、昭和59年3月31日（旧課程）までに獣医学科に入学した者で、昭和62年3月31日までに卒業（旧課程）せず、引き続き在学している者は、願出により昭和59年4月1日（新課程）の獣医学科（修業年限6年）の課程に編入することができる。

(獣医学科新課程への編入に係る在学年限の経過措置)

3. 前項において編入した者の在学年数は、旧課程及び新課程の期間を通算し、12年を超えることができないものとする。ただし、休学期間は本文の在学年数に算入しない。

(獣医学科新課程への編入に係る授業料等の経過措置)

4. 前2項において編入した者の授業料は680,000円、実習費は134,000円、施設拡充費は300,000円とする。ただし、授業料及び実習費は次の2期に分納することができる。

区分	授業料	実習費	施設拡充費	計	納期
前期	340,000円	67,000円	300,000円	707,000円	4月15日
後期	340,000円	67,000円	—	407,000円	10月15日

5 前3項において、編入した者の編入時の授業料等は、卒業時まで変更しない。

附 則

1. この学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成2年4月1日から施行する。

2. この学則は、平成3年4月1日から施行する。

3. この学則は、平成4年1月1日から施行する。

(畜産学科及び畜産食品工学科の期間を付した入学定員の変更)

4. 本学学則第3条第2項の規定にかかわらず、平成2年4月1日から、平成11年3月31日までの入学定員は次のとおりとする。

学科名	定員	入学定員
畜産学科		60名
畜産食品工学科		70名

(獣医学科新課程への編入に係る授業料等の経過措置)

5 昭和63年4月1日から施行の附則第4項の規定にかかわらず、編入した者の授業料は730,000円、実習費は150,000円、施設拡充費は470,000円とする。

ただし、授業料及び実習費は次の2期に分納することができる。

区分	授業料	実習費	施設拡充費	計	納期
前期	365,000円	75,000円	470,000円	910,000円	4月15日
後期	365,000円	75,000円	—	440,000円	10月15日

6 前項において、編入した者の編入時の授業料等は、卒業時まで変更しない。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1. この学則は、平成11年4月1日から施行する。

(畜産学科及び畜産食品工学科の期間を付した入学定員の変更)

2. 平成11年4月1日から平成12年3月31日までの入学定員は、第3条第2項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学科名	定員	入学定員
畜産学科		60名
畜産食品工学科		70名

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年8月1日から施行し、改正後の第44条第1項の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、教職課程（別表6）を除き授業科目、履修年次、単位数及び卒業に要する修得単位数については、平成23年度以前の入学者は従前どおりとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

別表1 獣医学部獣医学科（学則第19条）

授業科目

(1) 必修科目（コアカリキュラム）

必修科目（獣医学科）											
分野	授業科目	履修年次及び単位数						単位数計			
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
社会獣医学	獣医動物学 獣医倫理学 獣医社会学 獣医規制法	2 1		1				2			
基礎獣医学	獣医解剖学 獣医組織発生学 獣医生理学 獣医生物化学 獣医生物学 獣医化学生物学 獣医薬理学 獣医遺伝物質放射線生物学 獣医病理学 獣医免疫学 獣医微生物学 獣医禽畜动物病 獣医寄生虫病学	1	2 2 2 2 2 2 2 1 2	1 2 2 2 2 2 2 1 2	2 2 2 2 2 2 2 1 2						
病態獣医学	獣医病理解剖学 獣医免疫学 獣医微生物学 獣医禽畜感染症 獣医寄生虫病学			2 2	2 2	1 1 1 1 1 2	1 1 1 1 1 1				
応用獣医学	動物衛生学 動物衛生学実習（牧場実習含む） 公衆衛生学（環境衛生） 公衆衛生学I（食品衛生） 公衆衛生学II（人獣共通感染症） 公衆衛生学III（人獣共通感染症） 公衆衛生学実習I（人獣共通感染症） 公衆衛生学実習II（食品衛生） 性病学 疫学 実験動物病 野生动物学I（野生动物基礎） 野生动物学II（野生动物医学）				0.5 1	2 2	0.5 2	0.5 2 1	1 2 1 2 1 2 1 1		

必修科目(獣医学科)													
分野	授業科目	履修年次及び単位数										単位数計	
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次	
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
臨床獣医学	獣医内科学総論					1		1				1	
	獣医内科学実習(一般診断・治療)					1		2				2	
	獣医内科学各論 I					2		2				2	
	獣医内科学各論 II					2		2				2	
	獣医内科学各論 III					2		2				2	
	獣医内科学各論 IV					2		2				2	
	獣医内科学各論 V					2		2				2	
	獣医内科学各論 VI					2		2				2	
	獣医内科学各論 VII					2		2				2	
	獣医内科学各論 VIII					2		2				2	
	獣医臨床病理学実習*					2		2				2	
	獣医臨床薬理学					2		2				2	
	(基礎)					2		2				2	
	獣医臨床栄養学(応用)					2		2				2	
	獣医臨床栄養学					2		2				2	
	獣医外科学総論					2		2				2	
	論					2		2				2	
	手術					2		2				2	
	手術					2		2				2	
	獣医					2		2				2	
	獣医					2		2				2	
	獣医外科学各論 I					2		2				2	
	獣医外科学各論 II					2		2				2	
	獣医外科学各論 III					2		2				2	
	獣医外科学各論 IV					2		2				2	
	獣医外科学各論 V					2		2				2	
	獣医外科学実習 I (手術学)					2		2				2	
	獣医外科学実習 II (麻酔学)					2		2				2	
	獣医画像診断学実習					2		2				2	
	産業動物臨床学 I					2		2				2	
	産業動物臨床学 II					2		2				2	
	産業動物臨床実習					2		2				2	
	獣医臨床臨床学 I					2		2				2	
	獣医臨床繁殖学 II					2		2				2	
	獣医臨床繁殖学実習					2		2				2	
	獣医救急医療学*					2		2				2	
	獣医総合実習(臨床)					2		2				2	
計	講義	4	9	12	12	16	17	17	13	13		113	
	演習												
	実験・実習			2	3	4.5	4	6.5	6	3	4.5	3	36.5

* 平成24年度版獣医学教育モデル・コア・カリキュラムには含まれない。

(2) 必修科目 (コアカリキュラム以外)

		必修科目(獣医学科)												単位数計		
分野	授業科目	履修年次及び単位数												単位数計		
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次		6年次		講義	演習	実験 実習
		前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後			
基礎	比較細胞生物学	2												2		
	生体分子化学	2												2		
	生物統計学			1										1		
	化学生物学実習	1													1	
	生物実習	1													1	
専門	動物心理学	1												1		
	畜産学概論	1												1		
	畜家畜飼養学			1										1		
	専門外実習(専門)							1						1		
	総合獣医学													4		
計	講義	6	1	1										4	12	
	演習								1					6		7
	実験・実習	2						1								3

(3) 選択科目

別表2 獣医学部獣医保健看護学科（学則第19条）

授業科目

(1) 必修科目

授業科目	必修科目(獣医保健看護学科)								単位数計		
	履修年次及び単位数								単位数計		
	1年次		2年次		3年次		4年次		講義	実習	卒論
	前	後	前	後	前	後	前	後			
獣医保健看護学概論	2								2	1	
獣医保健看護実習I	1									1	
獣医保健看護実習II		1								1	
動物品種論	2								2		
動物機能学	2								2		
動物機能学実習		1								1	
野生動物学	2								2		
野生動物学実習			1							1	
動物形態学	2								2		
動物形態学実習		1								1	
動物生化学	2								2		
動物生化学実習		1								1	
動物病理学		2							2		
動物病理学実習			1							1	
動物繁殖学		2							2		
動物繁殖学実習			1							1	
動物薬理学			2						2		
動物薬理学実習				1						1	
動物微生物学				2					2		
動物微生物学実習					1					1	
動物寄生虫学					2				2		
動物寄生虫学実習						1				1	
動物遺伝学		2							2		
環境生物学		2							2		
産業動物学		2							2		
人間動物関係論I			2						2		
動物保健看護関連法規				2					2		
エキゾチックアニマル論					2				2		
動物トレーニング学						2			2		
動物トレーニング学実習I							1			1	
動物トレーニング学実習II							1			1	
臨床動物行動学							2			2	

必修科目(獣医保健看護学科)											
授業科目	履修年次及び単位数								単位数計		
	1年次		2年次		3年次		4年次		講義	実習	卒論
	前	後	前	後	前	後	前	後			
動物栄養学概論			2		2				2		
動物栄養学各論			2		2				2		
動物看護学各論Ⅰ			2		2				2		
動物看護学各論Ⅱ			2		2				2		
動物看護学各論Ⅲ			2		2				2		
動物内科看護学			2		2				2		
動物内科看護学実習Ⅰ			1		1					1	
動物内科看護学実習Ⅱ					2				2		
動物外科看護学					1					1	
動物外科看護学実習Ⅰ					2					1	
動物外科看護学実習Ⅱ					1					1	
動物臨床看護学					2				2		
動物臨床看護学実習					1					1	
動物医療センター実習Ⅰ					2					2	
公衆衛生学					2				2		
公衆衛生学実習					1					1	
動物臨床検査学			2		1				2		
動物臨床検査学実習Ⅰ					1					1	
動物臨床検査学実習Ⅱ					2				2		
実験動物学					1					1	
動物倫理・福祉					1					1	
動物医療コミュニケーション					1					1	
卒業論文								4			4
小計	講義	12	12	14	10	12	2		62		
	実習	1	4	4	6	3	5			23	
	卒論							4			4

(2) 選択科目

授業科目		選 �chio 科 目 (獣医保健看護学科)										
		履修年次及び単位数				単位数計						
		1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習
教養科目	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後	前	後
	Reading English	2	2							4		
	English Communication	2	2							4		
	国 文 学	2	2							2		
	哲 学		2							2		
	法 学		2							2		
	心 理		2							2		
	経 済		2							2		
	数 学		2							2		
	生 物	I	2							2		
	生物	II		2						2		
	物 理	I	2		2					2		
	物 理	II		2						2		
	化 学	I	2							2		
	化 学	II		2						2		
	健 康	科 学	2							2		
ス ポーツ		野外活動	1									1
小 計		講 義	20	14						34		
		実 習	1									1

選 �chio 科 目 (獣医保健看護学科)														
授業科目				履修年次及び単位数						単位数計				
				1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習
				前	後	前	後	前	後	前	後			
専 門 科 目	生物命名法	2								2				
	情報報法学	2								2				
	動物心iology学		2							2				
	動物免疫学		2							2				
	動物防检疫学		2							2				
	動物生態学		2							2				
	動物関連産業論		2							2				
	動物生殖工学実習					1							1	
	比較動物学実習					2							1	
	人間動物関係論II					1								
	動物介在療法論							2						
	臨床動物行動学実習							2						1
	応用動物栄養学実習							1						1
	動物医療センター実習II							1						1
	生物試料解析実習							1						1
	遺伝子検査学実習							1						1
	動物衛生検査学実習							1						1
	学外活動実習I		1											1
	学外活動実習II				1									1
	学外活動実習III						1							1
	インターナシップ							1						1
研究方法	動物行動生理学					2						2		
	専門外国语論							1		1			2	
	研究方法							1		1			2	
計	講義	4		4	8	2		4		22				
	演習							1	2	1		4		
	実習		1		1	1	2	5	2			12		
	講義	24	14	4	8	2		4		56				
	演習							1	2		4			
	実習	1	1		1	1	2	5	2			12		

別表3 応用生命科学部動物科学科（学則第19条）

授業科目

(1) 必修科目

授業科目	必修科目（動物科学科）									
	履修年次及び単位数									
	1年次 前	2年次 後	3年次 前	3年次 後	4年次 前	4年次 後	講義	実習	演習	卒論
動物資源科学概論	2						2			
人間動物関係論	2						2			
農業経営経済原論	2						2			
動物生体機構学	2						2			
基礎実験動物学	2						2			
フレッシュ・ゼミ		1								1
基礎生化学		2					2			
基礎生理学		2					2			
動物栄養学			2				2			
動物繁殖学			2				2			
農業資源経済学				2			2			
動物育種学				2			2			
飼養学				2			2			
動物管理学				2			2			
動物微生物学					2		2			
動物飼育管理実習						2				2
動物産業経営学						2				
専門英語					1	1		2		
卒業論文							4			4
計	講義	10	4	4	8	3	3		32	
	実習					2			2	
	演習		1							1
	卒論						4			4

(2) 選択科目第一類

授業科目	選 �chio 科 目 (動物科学科)									
	履修年次及び単位数								単位数計	
	1年次		2年次		3年次		4年次		講義	卒論
	前	後	前	後	前	後	前	後		
野生動物学概論	2								2	
コンパニオンアニマル論		2							2	
動物福祉・倫理論		2							2	
有機農業論		2							2	
乳・肉用畜論		2							2	
生物統計学			2						2	
畜産施設化論			2						2	
応用遺伝学			2						2	
動物地環保全論			2						2	
健内分科論			2						2	
動物生殖機能学			2						2	
生体防護機械学			2						2	
応用実験動物学			2						2	
キャリア形成支援講座					2				2	
農業政策論					2				2	
草地植物工学					2				2	
動物遺伝子工学					2				2	
動物発生工学					2				2	
動物薬理学					2				2	
食品衛生概論						2			2	
農村社会論						2			2	
動物生産システム論						2			2	
畜産生物学利用学						2			2	
飼料利用学						2			2	
鳥類家禽疫病学						2			2	
卒業論文入門							2			2
総合文化講座								2		
計	講義	2	8	10	10	12	14		2	58
	卒論							2		2

注1. 総合文化講座については、10回以上の聴講と報告書をもって2単位とし、単位の認定は学年担任が行う。

注2. 選択科目第一類に武藏野地域五大学間および食品科学科間の単位互換により、4科目8単位の算入が可能である。

(3) 選択科目第二類

授業科目	選 �chio 科 目 (動物科学科)								
	履修年次及び単位数								単位数計
	1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		
	前	後	前	後	前	後	前	後	実技・実習
PCソフトウェア実習 I	1								1
PCソフトウェア実習 II		1							1
ス ポ ー ツ 実 技	1				1				1
ス ポ ー ツ 野 外 活 動					1				1
動物科学学外実習 I			1						1
動物科学学外実習 II					1				1
動物生体機構学実習		1							1
人間動物関係論実習			1						1
農 場 実 習			1						1
財 務 ・ 会 計 演 習			2						2
国際交流実習				1					1
基礎分析化学実習				1					1
飼 養 学 実 習					1				1
動 物 生 化 学 実 習					1				1
動 物 繁 殖 学 実 習					1				1
実験動物学実習					1				1
動 物 育 種 学 実 習						1			1
分 子 生 理 学 実 習						1			1
動 物 防 疫 学 実 習						1			1
畜 産 経 営 調 査 実 習							1		1
文 献 ゼ ミ							1	1	2
食 料 ・ 農 業 ・ 農 村 調 査 実 習							1		1
畜 産 物 利 用 学 実 習								1	1
計	実技・実習	2	2	5	2	6	3	2	25

注. 選択科目第二類の実習科目は、講義を聽講しないと履修できない科目がほとんどなので注意すること。

(4) 選択科目第三類および外国語

選 �chio 科 目 (動物科学科)										
授業科目			履修年次及び単位数							
			1年次		2年次		3年次		4年次	
			前	後	前	後	前	後	前	後
数 学	I	2							2	
数 学	II		2						2	
生 物	学 I	2							2	
生 物	学 II		2						2	
化 物	学 I	2							2	
化 物	学 II		2						2	
物 理	学 I	2							2	
物 理	学 II		2						2	
国 語	表 現	現	2						2	
国 語	文 文	法 学	2						2	
経 済	機 械	化 実	2						2	
有 化	物 学	史 实							2	
生 歴	心 哲	理							2	
歴 心	哲 法								2	
小 計		講 義	12	10	4	2	2	2	32	
小 計		実 験			4				4	
English Listening			<→2>							2
English Reading I			<→2>							2
English Reading II			<→2>							2
English Communication I			<→2>							2
English Communication II			<→2>							2
English Proficiency Tests			1							1
仏 語			1	1						2
独 語			1	1						2
中 国 語			1	1						2
小 計		演 習		4	3	7	1	2		17
計		講 義	12	10	4	2	2	2	32	
計		実 験			4				4	
計		演 習		4	3	7	1	2		17

注. 外国語は、英語科目を6単位以上修得すること。

別表4 応用生命科学部食品科学科（学則第19条）

授業科目

(1) 教養科目

教 養 科 目 (食品科学科)													
分類	授 業 科 目		履 修 年 次 及 び 単 位 数								単位数計		
			1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習・実験
			前	後	前	後	前	後	前	後			
自然科学 (選択科目)	数 学	I	2								2		
	数 学	II	2	2							2		
	化 学	I	2	2							2		
	化 学	II									2		
	物 理	実 験	I	2	2	2					2		2
	物 理	理 学	II								2		
	生 物	理 学	実 験	I	2	2	2				2		2
	生 物	物 学	II								2		
	生 物	物 学	实 験	I	2	2	2				2		
	小 計	講 義	8	8							16		
		実習・実験			6							6	

※ 卒業要件：10単位以上、IIを履修する者はIを修得しておくことが望ましい

人文社会科学 (選択科目)	国 語	表 現	法 学	2	2						2		
	国 文	史	学 学	2	2						2		
	歴 哲	哲	学 学			2					2		
	経 済	濟	学 学		2						2		
	法 社	会	学 学	2			2				2		
	心	理	学 学				2				2		
	小 計	講 義	6	4	6						16		
		実習・実験										6	

※ 卒業要件：10単位以上

健康科学 (選択科目)	ス ポ ーツ 実 技	1									1		
	ス ポ ーツ 野 外 活 動		2								2		
	健 康 科 学												
小 計	講 義		2								2		
	実習・実験	1		1								2	

※ 卒業要件：2単位以上

計	講 義	14	14	6						34			
	実習・実験	1		7							8		

(2) 外国語科目

分類	授業科目	履修年次及び単位数								単位数計			
		1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習・実験	卒論
		前	後	前	後	前	後	前	後				
必修語	Basic English (A)	1									1		
	Basic English (B)		1								1		
	Intermediate English (A)			1							1		
	Intermediate English (B)				1						1		
	小計	演習	1	1	1	1					4		

※ 卒業要件：4単位

英語 (選択科目)	Comprehensive English (A)	1								1			
	Comprehensive English (B)		1							1			
	T O E I C (A)			1						1			
	T O E I C (B)				1					1			
	Advanced English Reading (A)				1					1			
	Advanced English Reading (B)					1				1			
	Advanced Comprehensive English (A)					1				1			
	Advanced Comprehensive English (B)						1			1			
	English Conversation (A)						1			1			
	English Conversation (B)							1		1			
小計		演習	1	1	3	3	1	1			10		

※ 卒業要件：4単位以上、(B)を履修するものは(A)を修得しておくことが望ましい

第2外國語 (選択科目)	獨 語 I	1								1			
	獨 語 II		1							1			
	仏 語 I	1								1			
	仏 語 II			1						1			
	中 国 語 I	1								1			
	中 国 語 II		1							1			
	小計	演習	3	3							6		

※ 卒業要件：同一語学科目2単位以上、IIはIを修得済みの者のみ履修できる

計	演習	5	5	4	4	1	1				20		
---	----	---	---	---	---	---	---	--	--	--	----	--	--

(3) 専門科目

専門科目(食品科学科)												
分類	授業科目	履修年次及び単位数								単位数計		
		1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習実験
		前	後	前	後	前	後	前	後			
必修科目	食べ物の科学 入門	2								2		
	生 化 学	2								2		
	分 析 化 学	2								2		
	分 子 生 物 学	2								2		
	ネットワーク入門講座	1		1						1	1	
	食品科学基礎実験			2						2		
	食 品 化 学			1						2		
	食 品 化 学 実 験			2						2		
	畜産食品化学			1						2		
	畜産食品化学実験			2						2		
	食 品 衛 生 学			1						2		
	食 品 衛 生 学 実 験			2						2		
	食 品 工 学			2						2		
	食 品 工 学 実 験			1						2		
	微 生 物 学			2						2		
	農 産 食 品 学			2						2		
	農 産 食 品 学 実 験			1						2		
	遺 伝 子 工 学			2						2		
	食品バイオテクノロジー実験			1						2		
	食 品 機能 化 学			2						2		
	食 品 機能 化 学 実 験			1						2		
	食 品 安 全 学			2						2		
	食 品 安 全 学 実 験			1						1		
	食 品 科 学 演 習							1		1		
小計	講 義	6	6	8	4				24			
	演 習	3						1		4		
	実習・実験			4	4	1				9		

※ 卒業要件：37単位

専門科目（食品科学科）												
分類	授業科目	履修年次及び単位数								単位数計		
		1年次		2年次		3年次		4年次		講義	演習	実習
		前	後	前	後	前	後	前	後	実験	卒論	
選択科目	基礎化学生物学	2		2		2		2		2		
	農産資源機械			2		2		2		2		
	有生物統計			2		2		2		2		
	生生食品成形			2		2		2		2		
	栄養物化			2		2		2		2		
	腸内細菌			2		2		2		2		
	食発酵品			2		2		2		2		
	畜産食品			2		2		2		2		
	畜産食品			2		2		2		2		
	水食食品			2		2		2		2		
	食調理品			2		2		2		2		
	食戦略品			2		2		2		2		
	コンピュータ			1		1		1		1		
	食品別業			1		1		2		3		
	卒業論			1		1		2		3		
	品質工場			2		2		2		2		
	工場衛生			2		2		2		2		
	水質公害防止			2		2		2		2		
	食品冷凍学			1		1		1		1		
	食品科学基礎研究Ⅰ			1		1		1		1		
	食品科学基礎研究Ⅱ										3	
	食品科学基礎研究Ⅲ										6	
計	講義	4	4	6	8	14	18	2	4	60		
	演習		1	2	1						4	
	実習・実験			1		1	1					3
	卒論							3	3			6

※ 卒業要件：55単位以上

別表5 卒業に要する修得単位数（学則第19条）

獣医学部

科 目		学 科	獣医学科
必修科目	コアカリキュラム	149.5単位	
	コアカリキュラム以外	22単位	
選択科目	語 学 系	3単位	
	自然 科 学 系	6単位	
	人文・社会科学系	4単位	
	獣医専門系および アドバンス科目系 (講 義)	6単位	
	獣医専門系および アドバンス科目系 (実 習)	3単位	
	計	193.5単位	

科 目		学 科	獣医保健看護学科
必修科目		89単位	
選択科目	教養科目	14単位	
	専門科目	21単位	
計		124単位	

応用生命科学部

科 目		学 科	動物科学科
必 修 科 目		39単位	
選 択 科 目	第一類	40単位	
	第二類	8単位	
	第三類	12単位	
	外国語	6単位	
	第一類～第三類 外国語	19単位	
	計	124単位	

科 目		学 科	食品科学科
教 養 科 目	自然 科 学	10単位	
	人文社会科学	10単位	
	健康 科 学	2単位	
外 国 語 科 目	英語(必修)	4単位	
	英語(選択)	4単位	
	第二外国語	2単位	
專 門 科 目	必 修 科 目	37単位	
	選 択 科 目	55単位	
計		124単位	

別表6 教職課程（学則第26条）

1. 教職に関する科目

科 目	単位数				備 考
	中・高 一 種 (理科)	中一 種 (理科)	高一 種 (理科)	高一 種 (農業)	
教 職 論	2	2	2	2	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
教育原理・教育課程論	2	2	2	2	
教 育 心 理 学	2	2	2	2	
教 育 行 政 学	2	2	2	2	
理 科 教 育 法	6	6	2		2. 最低修得単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
農 業 科 教 育 法				2	
道 徳 教 育 の 指 導 法	2	2			
特 別 支 援 教 育 論	2	2	2	2	
特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	2	2	
教 育 方 法 論	2	2	2	2	
生 徒 ・ 進 路 指 導 論	2	2	2	2	
教 育 相 談	2	2	2	2	
教 職 実 践 演 習	2	2	2	2	
教 育 実 習 I	2	2	2	2	
教 育 実 習 II	2	2			
教育実習事前・事後指導	1	1	1	1	
合 計	33	33	25	25	

2. 理科教科に関する科目

- (1) 中・高等学校教諭一種免許状同時取得及び中学校教諭一種免許状のみ取得の場合〈獣医学科〉

科 目	単位数	備 考
物理学	4	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
化 学	4	
生物 学	4	
地 学	4	2. 24単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
化学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
地学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
合 計	24	

(2) 高等学校教諭一種免許状のみ取得の場合 〈獣医学科〉

科 目	単位数	備 考
物理学	4	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
化 学	4	2. 22単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
生物学	4	
地 学	4	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）		3. 各実験科目については、3科目以上履修しなおかつ6単位以上修得すること。
化学 実験（コンピュータ活用を含む。）	6	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）		
地学 実験（コンピュータ活用を含む。）		
合 計	22	

(3) 中・高等学校教諭一種免許状同時取得、中学校教諭一種免許状のみ及び高等学校教諭一種免許状のみ取得の場合 〈獣医保健看護学科〉

科 目	単位数	備 考
物理学	4	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
化 学	4	
生物学	4	
地 学	4	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	2. 21単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
化学 実験（コンピュータ活用を含む。）	1	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	1	
地学 実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
合 計	21	

(4) 中・高等学校教諭一種免許状同時取得及び中学校教諭一種免許状のみ取得の場合 〈動物科学科・食品科学科〉

科 目	単位数	備 考
物理学	4	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
化 学	4	
生物学	4	
地 学	4	
物理学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	2. 24単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
化学 実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
生物学実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
地学 実験（コンピュータ活用を含む。）	2	
合 計	24	

(5) 高等学校教諭一種免許状のみ取得の場合 〈動物科学科・食品科学科〉

科 目	単位数	備 考
物理学	4	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
化 学	4	
生物学	4	2. 22単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
地 学	4	
物理学実習（コンピュータ活用を含む。）		3. 各実験科目については、3科目以上履修しなおかつ6単位以上修得すること。
化学実習（コンピュータ活用を含む。）	6	
生物学実習（コンピュータ活用を含む。）		
地学実験（コンピュータ活用を含む。）		
合 計	22	

3. 農業教科に関する科目

科 目	単位数	備 考
農業の関係科目	16	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
職 業 指 導	4	2. 20単位を超えるものについては、教科及び教職に関する科目として単位を認定する。
合 計	20	

4. 教科及び教職に関する科目

科 目	单 位 数				備 考
	中・高 一 種 (理科)	中一 種 (理科)	高一 種 (理科)	高一 種 (農業)	
教科及び教職に関する科目	16	8	16	16	1. 必ず規定された単位を修得すること。 2. 最低修得単位を超えて履修した、教科に関する科目及び教職に関する科目についても単位を認定する。

5. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

科 目	単位数	備 考
日本国憲法	2	1. 各々の科目について必ず規定された単位を修得すること。
体 育	2	
外国語コミュニケーション	2	
情報機器の操作	2	

別表7 学芸員課程（学則第27条）

博物館に関する科目

科 目	単位数	履 修 年 次
生 涯 学 習 概 論	2	2 年次
博 物 館 概 論	2	2 年次
博 物 館 経 営 論	2	3 年次
博 物 館 資 料 論	2	2 年次
博 物 館 資 料 保 存 論	2	2 年次
博 物 館 展 示 論	2	3 年次
博 物 館 教 育 論	2	3 年次
博物館情報・メディア論	2	2 年次
博 物 館 実 習	3	3 年次・4 年次
合 計	19	

- 注 1. 学芸員課程は2年次に開始するものとする。受講希望者については、2年次前期の期間中に募集し、希望者は所定の履修手続きをする。なお、受講に際しては定員を定める場合がある。
2. 博物館に関する科目については、2年次から4年次の間に上記9科目19単位をすべて履修する。ただし、取得した単位は学則第19条第3項の規定する別表5の卒業要件単位には算入しない。
3. 博物館実習については、3年次又は4年次に実施し、3単位分を所定の施設において実習する。所定施設での実習修了は、実習施設による修了証明又は博物館担当専任教員の証明をもって行う。